

## 皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者等が行う新たな取組みを支援し、もって地域産業の振興に寄与するため、予算の範囲内において交付する皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び社会福祉法人、医療法人及びNPO法人をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 皆野町内に店舗、工場若しくは事務所が所在している中小企業者等であること、又は創業により町内に店舗、工場若しくは事務所を有する見込みの者。
- (2) 町税を滞納していないこと。

### (不交付要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織または団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び皆野町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他、町長が補助金の趣旨に照らして適当でないと判断する者

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、エネルギー価格高騰等により社会情勢が変化するなかで行う令和6年4月1日以降に実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 皆野町内に事務所又は店舗を設置し、新たに始める事業
- (2) 新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、事業継続に向けた活路を見出す事業  
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち次の各号に掲げるもので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払がなされたものとする。

- (1) 原材料・副資材費
- (2) 機器・車両等購入費又はリース費用
- (3) 外注費
- (4) 免許等の取得・登録費
- (5) 備品、消耗品費（文房具を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

2 国、県、町等による補助金等の対象となった経費については、補助対象経費に含むことはできないものとする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の2分の1（その額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額）に相当する額とし、1事業者当たり50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1中小企業者等につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金交付

(不交付) 決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金変更・中止承認(不承認)通知書(様式第4号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査のうえ、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定を受けた後に、第3条各号の要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定を受けた後に、第4条各号のいずれかに該当することが

判明したとき。

(4) その他、町長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、皆野町エネルギー価格高騰対策中小企業等応援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全額若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（受付期間）

第15条 この補助金の受付期間は、決裁の日から令和7年2月28日までとする。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要項は、令和7年3月31日限りその効力を失う。